

2023年10月27日  
東北電力株式会社  
中部電力株式会社  
関西電力株式会社  
四国電力株式会社  
九州電力株式会社  
日本原子力発電株式会社

## 廃止措置段階における法令報告を要する事象の記載内容について

### 1 概要

法令報告の改善にあわせて、廃止措置段階における実用発電用原子炉施設について、サイト全体ではなく一部の号機のみ廃止措置を行う場合を想定して、記載を適正化するように提案されている。

この提案は、使用済燃料がサイト外ではなく、当該廃止措置中の貯蔵施設から搬出されていれば、法令報告条文を限定するためだが、現在の変更案では以下に示す懸念がある。

### 2 懸念事項

現在の変更案においては、廃止措置プラントと共用している貯蔵施設に使用済燃料を貯蔵している場合、法令報告条文が限定されないと解釈できる。

変更案：「サイト外」 → 「廃止措置に係る発電用原子炉施設の貯蔵施設」

→ 共用している他号機の貯蔵施設に貯蔵されている場合、法令報告条文が限定されない。

例：玄海 1 号機

玄海 4 号機の使用済燃料ピットは、玄海 1 号機の使用済燃料を貯蔵できるように共用化されており（添付資料 2 参照）、「廃止措置に係る発電用原子炉施設の貯蔵施設」として、玄海 4 号機も含まれると解釈できる。そのため、玄海 4 号機に玄海 1 号機の使用済燃料を貯蔵している場合、法令報告条文が限定されない。

### 3 修正案

廃止措置にある発電用原子炉の取扱いに関する記載について、以下の 2 案をご提案する。

案①：貯蔵施設の定義を＊書きで補足説明する。

案②：記載について、そもそもの文章案を修正する。

### 4 添付資料

添付資料 1：廃止措置プラントの取扱いに関する記載の修正案

添付資料 2：玄海原子力発電所保安規定抜粋

以上

## 案①

## Ⅲ その他

## 廃止措置にある発電用原子炉の取扱い

廃止措置にある発電用原子炉については、廃止措置の進捗状況により発電用原子炉施設の状態が変化することを踏まえ、以下の規定を適用することとする。

- ① 「<sup>段階の</sup>運転終了から全ての使用済燃料を~~サイト~~<sup>段階の</sup>廃止措置に係る~~発電用原子炉施設の貯蔵施設~~<sup>\*</sup>外に搬出するまで」

~~すでに~~既に発電用原子炉の運転を停止し、今後再び発電用原子炉を運転することがないことから、発電用原子炉の運転に関連する規定は適用されないため、第1号、第3号～第12号及び第14号を適用することとする。

なお、第3号～第5号の適用に当たっては、その時点での発電用原子炉施設の安全に係る事象のみが報告対象となる。

(参考) 第3号における技術基準規則等の適合性に関しては、廃止措置の進捗状況に応じて安全確保が必要となる機器等のみが対象となる。

- ② 「<sup>段階の</sup>全ての使用済燃料が~~サイト~~<sup>段階の</sup>廃止措置に係る~~発電用原子炉施設の貯蔵施設~~<sup>\*</sup>外に搬出されているとき」

~~すでに~~既に核燃料物質~~は~~<sup>段階の</sup>が~~廃止措置に係る~~<sup>\*</sup>発電用原子炉施設の貯蔵施設内に存在せず、また使用済燃料の冷却等も必要なくなることから、原則、第6号～第12号及び第14号を適用することとし、他の規定については実態に応じ、安全確保の観点から関係する規定を適用することとする。

\* 「<sup>段階の</sup>廃止措置~~に係る~~発電用原子炉施設の貯蔵施設」については、他の発電用原子炉施設と共用する貯蔵施設を除く。

## 案②

### Ⅲ その他

#### 廃止措置にある発電用原子炉の取扱い

廃止措置にある発電用原子炉については、廃止措置の進捗状況により発電用原子炉施設の状態が変化することを踏まえ、以下の規定を適用することとする。

- ① 「~~運転終了から全ての使用済燃料をサイト~~<sup>廃止措置中の貯蔵施設</sup>~~廃止措置に係る発電用原子炉施設の貯蔵施設~~<sup>外</sup>に搬出するまで」

~~すでに~~既に発電用原子炉の運転を停止し、今後再び発電用原子炉を運転することがないことから、発電用原子炉の運転に関連する規定は適用されないため、第1号、第3号～第12号及び第14号を適用することとする。

なお、第3号～第5号の適用に当たっては、その時点での発電用原子炉施設の安全に係る事象のみが報告対象となる。

(参考) 第3号における技術基準規則等の適合性に関しては、廃止措置の進捗状況に応じて安全確保が必要となる機器等のみが対象となる。

- ② 「全ての使用済燃料が~~サイト~~<sup>廃止措置中の貯蔵施設</sup>~~廃止措置に係る発電用原子炉施設の貯蔵施設~~<sup>外</sup>に搬出されているとき」

~~すでに~~既に核燃料物質は~~が~~<sup>廃止措置中の貯蔵施設</sup>~~廃止措置に係る発電用原子炉施設の貯蔵施設~~内に存在せず、また使用済燃料の冷却等も必要なくなることから、原則、第6号～第12号及び第14号を適用することとし、他の規定については実態に応じ、安全確保の観点から関係する規定を適用することとする。

## 玄海原子力発電所保安規定抜粋

### (新燃料の貯蔵)

第 26 条 廃止措置運営課長及び設備管理課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。

- (1) 廃止措置運営課長は、新燃料貯蔵庫又は使用済燃料ピット（以下「貯蔵施設」という。）に貯蔵すること。
- (2) 廃止措置運営課長は、貯蔵施設の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨及び貯蔵上の注意事項を掲示すること。また、施錠等により取扱者以外の者がみだりに立ち入りできない措置を講じること。
- (3) 設備管理課長は、補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。
- (4) 廃止措置運営課長は、貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。
- (5) 廃止措置運営課長は、使用済燃料ピット内で燃料の配置変更を行う場合は、燃料が臨界に達しないことがあらかじめ評価されていることを確認すること。

### (使用済燃料の貯蔵)

第 27 条 廃止措置運営課長及び設備管理課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。

- (1) 廃止措置運営課長は、使用済燃料を表 27-1 に定める使用済燃料ピットに貯蔵すること。
- (2) 廃止措置運営課長は、使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨及び貯蔵上の注意事項を掲示すること。また、施錠等により取扱者以外の者がみだりに立ち入りできない措置を講じること。
- (3) 設備管理課長は、使用済燃料ピットクレーンを使用すること。
- (4) 廃止措置運営課長は、使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。
- (5) 廃止措置運営課長は、使用済燃料ピット内で燃料の配置変更を行う場合は、燃料が臨界に達しないことがあらかじめ評価されていることを確認すること。
- (6) 廃止措置運営課長は、使用済燃料ラックに収納することが適切でないと判断した使用済燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じること。

表 27-1

各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット
1号炉	1号炉、4号炉 <sup>※1</sup>
2号炉	2号炉、4号炉 <sup>※1</sup>

※1：4号炉使用済燃料ピットへの貯蔵については、第1編第96条にて実施